

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則及び鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則及び鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則(平成14年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前		
様式第4号(第9条関係)		様式第4号(第9条関係)		
<table border="1" style="margin: auto;"><tr><td style="padding: 5px;">収入証紙は り付け欄</td></tr></table>		収入証紙は り付け欄		
収入証紙は り付け欄				
犬、ねこ等返還申請書		犬、ねこ等返還申請書		
職 氏名 様		職 氏名 様		
犬、ねこ等の返還を受けたいので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第12条第2項(第12条第4項において準用する同条第2項)の規定により、次のとおり申請します。		犬、ねこ等の返還を受けたいので、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第12条第2項(第12条第4項において準用する同条第2項)の規定により、次のとおり申請します。		
年 月 日		年 月 日		
申請者 住所 氏名 (電話番号)		申請者 住所 氏名 (電話番号)		
(法人にあっては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者 の氏名)		(法人にあっては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者 の氏名)		
申請者と所有者との関係	本人・その他()			
犬、ねこ等の所有者	住 所 氏 名			
返還を求める動物	種 類 略	返還を求める動物	種 類 略	

<p>略</p> <p>注1 <u>申請者が所有者であるときは、犬、ねこ等の所有者の欄は記入する必要はない。</u></p> <p>2 <u>申請者と所有者が異なるときは、申請者が所有者の同意を得ていることを証する書類を添付すること。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>収容年 月日</th> <th>返還年 月日</th> <th>収容日 数</th> <th>手数料 の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	収容年 月日	返還年 月日	収容日 数	手数料 の額					<p>略</p> <p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>収容年 月日</th> <th>返還年 月日</th> <th>収容日 数</th> <th>返還費 用の額</th> <th>狂犬病 予防員又 は動物愛 護管理員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	収容年 月日	返還年 月日	収容日 数	返還費 用の額	狂犬病 予防員又 は動物愛 護管理員					
収容年 月日	返還年 月日	収容日 数	手数料 の額																
収容年 月日	返還年 月日	収容日 数	返還費 用の額	狂犬病 予防員又 は動物愛 護管理員															

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

第2条 鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改正後	改正前
<p>別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p>(1)~(17) 略</p> <p><u>(18) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例</u> <u>(平成13年鳥取県条例第48号)第21条の規定に</u> <u>基づく手数料</u></p> <p><u>(19)</u> 略</p> <p><u>(20)</u> 略</p> <p><u>(21)</u> 略</p> <p><u>(22)</u> 略</p> <p><u>(23)</u> 略</p> <p><u>(24)</u> 略</p> <p><u>(25)</u> 略</p> <p><u>(26)</u> 略</p> <p><u>(27)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p>(1)~(17) 略</p> <p><u>(18)</u> 略</p> <p><u>(19)</u> 略</p> <p><u>(20)</u> 略</p> <p><u>(21)</u> 略</p> <p><u>(22)</u> 略</p> <p><u>(23)</u> 略</p> <p><u>(24)</u> 略</p> <p><u>(25)</u> 略</p> <p><u>(26)</u> 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。